平成２９年（フ）第１５０号
埼玉県三郷市鷹野１丁目345番地３
破産者　有限会社ヨドノ通信
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸２丁目14番７号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸491番地
破産者　株式会社林屋
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸２丁目14番７号
破産者　林屋製菓株式会社
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
愛知県蒲郡市三谷北通２丁目82番地
破産者　有限会社ティーチングプラン
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第７３号
愛知県豊橋市西口町字元茶屋30番地の２
破産者　株式会社大平
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５８号
千葉県山武市松尾町猿尾164番地４
破産者　庭野　孝子
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９９７号
横浜市青葉区桜台20番地10、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区築地６丁目４番５号
破産者　株式会社キャブ
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７号
新潟県長岡市栄町２丁目３番48号
破産者　株式会社新潟きのこ食品
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
東京都新宿区西新宿４丁目９番17号
破産者　株式会社アクセオプラス
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７１５号
川崎市麻生区細山４丁目１番30―404号
破産者　前田　平喜
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
群馬県高崎市乗附町1837番地１　ビューグランドＢ棟206号、前住所川崎市幸区小倉３丁目29番21号　ファミール新川崎Ｂ　101
破産者　光延　　学
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
川崎市高津区二子５丁目３番12号　サニーサイド　102
破産者　齊藤　　聡
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
川崎市幸区下平間68番地１　市営住宅　４―309
破産者　落合　信夫
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
川崎市高津区末長２―15―２　市営末長住宅402　畑井伊代方、住民票上の住所川崎市高津区末長１丁目22番34―201号　永田方
破産者　中澤眞理子
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
川崎市宮前区有馬６丁目７番17号
破産者　新居　勇夫
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１９号
川崎市多摩区宿河原１丁目22番６号　ドミールＳ　103
破産者　上原　麻美
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４１号
川崎市幸区小倉２丁目23番３―308号　メゾン新川崎カミムカイ、前住所横浜市鶴見区駒岡４丁目17番８号　コートタウンＦ棟２
破産者　和氣　栄子
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５６号
川崎市多摩区東生田１丁目１番10号、前住所神奈川県厚木市愛甲西１丁目10番４号
破産者　木村　富夫
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
静岡県伊豆の国市原木565―６、住民票上の住所千葉県市原市ちはら台東４丁目６番地24（前住所）神奈川県川崎市中原区下小田中１丁目１番１号　ファースト・アヴェニュー611
破産者　大手　逸人
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係